



ご存知ですか!?

空家バンクに登録して売買や賃貸が成立すると…

上限 **50万円**



改修工事費

上限 **10万円**



家財処分費

の補助金が交付されます!

空家バンク制度に登録された空家の売買等による家財処分や改修工事の費用の一部を補助します。

補助金交付までの流れ

改修工事・家財処分の前に申請が必要です。交付決定後に改修工事・家財処分を行い、完了後に実績報告を提出した後、交付金額が確定し補助金の請求・交付となります。

申請は事前に!

①申請 → ②交付決定



改修工事・家財処分完了後

③実績報告 → ④交付金額確定 → ⑤請求・交付

申請書の入手方法

申請書をはじめとする必要書類は、阿見町公式ホームページからダウンロードもしくは、生活環境課窓口で配布しています。

リフォームなどの改修工事費として、**最大50万円**の補助金が交付されます!



内容

阿見町空家バンクを通して、空家の売買や賃貸借が成約した場合に、空家の機能維持及び向上のために行うリフォームなどの改修工事をした場合、**最大50万円**の補助金が交付されます。



算出
方法

補助対象工事の経費の総額が20万円を超えるもので、その総額に2/3を乗じた額

補助金
交付額

最大50万円

●補助対象工事の一例

・基礎、土台、柱の修繕・補強工事・間取りの変更・増築等模様替え工事・塗装工事・給排水、換気、電気、ガス、通信等の設備工事・外壁、屋根、内壁、天井、床の修繕工事
・玄関、居室、台所、洗面所、浴室、便所を改良する工事・建具の取替等の工事・ベランダ、バルコニーの設置・修繕工事など

家財処分費として、**最大10万円**の補助金が交付されます!



内容

阿見町空家バンクを通して、空家の売買や賃貸借が成約した場合に、空家に残った家財の処分に要した費用に対し、**最大10万円**の補助金が交付されます。



算出
方法

家財処分に要した経費の総額に1/2を乗じた額

補助金
交付額

最大10万円



阿見町 町民生活部 生活環境課

〒300-0392 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号

☎ 029-888-1111(代) ☎ 029-887-9560

✉ seikatsukankyoka-ofc@town.ami.lg.jp



阿見町空家バンク

<https://www.town.ami.lg.jp/0000007990.html>



右記のQRコードまたは下記のID検索から

① @ami_ibaraki



阿見町空家等活用補助金交付の流れ



阿見町空家等活用補助金交付事業の要件

- (1) 阿見町空き家バンクを通して、空家の売買又は賃貸借契約を成約した登録者及び利用登録者。
- (2) 登録者及び利用登録者が3親等以内の親族でないこと。
- (3) 交付申請時に登録者及び利用登録者、当該空家に同居しようとする者が町税(国民健康保険税等)を滞納していないこと。
- (4) 利用登録者にとっては、10年以上居住又は利活用する意思を有する者に限る。
- (5) 登録者及び利用登録者、当該空家に同居しようとする者が阿見町暴力団排除条例第2条第2号及び第3号の規定に該当するものでないこと。
- (6) 他の法令等の規定により、補助又は補償を受けていないこと。
- (7) 登録者及び利用登録者等にそれぞれ1回限りの交付とする。

